

令和2年第4回士別市議会定例会会議録（第5号）

令和2年12月18日（金曜日）

午前10時00分開議

午前10時46分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 100号 | 士別市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 101号 | 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 102号 | 士別市職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 103号 | 士別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 104号 | 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 105号 | 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 106号 | 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 107号 | 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 108号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 5 | 議案第 109号 | 令和2年度士別市一般会計補正予算（第14号） |
| | 議案第 110号 | 令和2年度士別市病院事業会計補正予算（第7号） |
| 日程第 6 | 議案第 111号 | 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 意見書案第10号 | コロナ禍による地域経済対策を求める意見書について |
| 日程第 8 | 決議案 2号 | 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくし、やさしくたくましいまちづくりを実現するための決議について |

閉会宣告

出席議員（17名）

副議長 1番 井上久嗣君

2番 真保 誠君

3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
9番	谷守君	10番	渡辺英次君
11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君
15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長 17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	千葉靖紀君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育委員 会長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
------------------	-------	-----------------	-------

病院管 副 事理 業者	三好信之君	市立病 事 務 局 院長	加藤浩美君
----------------	-------	-----------------	-------

農業委員 会 会長	飛世薫君	農業委員 事 務 局 会長	藪中晃宏君
--------------	------	------------------	-------

監査委員	吉田博行君	監査委員 事 務 局 局長	岡崎忠幸君
------	-------	------------------	-------

事務局出席者

議会事務局 長	穴田義文君	議会事務局 総務課 局長	岡崎浩章君
議会事務局 総務課 副 局長	前畑美香君	議会事務局 総務課 主任 主事	駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第100号 士別市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第101号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第102号 士別市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第103号 士別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第104号 士別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第105号 士別市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第106号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第107号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第108号 工事請負契約の締結について

議案第109号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第14号）

議案第110号 令和2年度士別市病院事業会計補正予算（第7号）

2. 議員から送付された議案は次のとおりである。

議案第111号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

決議案第2号 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくし、やさしくたくましくいまづくりを実現するための決議について

3. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第10号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書について

以上報告する。

令和2年12月18日

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第100号 士別市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第101号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第100号 士別市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第101号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、地方公営企業法第40条第2項に基づき、議会の議決を要する法律上その義務に属する損害賠償の額を定める事項について、その金額を本定例会初日に議決された専決処分事項の指定についてと整合を図るため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第100号及び議案第101号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第2、議案第102号 士別市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第102号 士別市職員定数条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本市職員数については、これまで定員適正化計画や行財政運営戦略に基づき適正な職員定数管理に努めてきた一方、平成17年9月の士別市と朝日町の合併時の条例制定以降、職員定数の改正を行っておらず、条例に定める職員の定数と職員の実数との乖離が生じているため改正するものです。

その主な内容としては、市長の事務部局や水道事業、教育委員会などの職員数について、本年4月1日の人数を基本とする中で、財政健全化実行計画における定員適正化計画を踏まえた

職員数とするほか、病院事業職員については、医師など医療法等に基づく必要な標準数の確保や今後の需要に応じたリハビリテーション職員の増員などを見込んだ職員数とするものです。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第3、議案第103号 士別市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第104号 士別市特別職
の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第105号 士別市病院事業管
理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第106号 士別市職員
の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第107号 士別市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、以上5案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第103号 士別市特別職の職員で
非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第107
号 士別市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、関
連がありますので一括してその概要を御説明申し上げます。

本改正は、士別市財政健全化実行計画に基づき、令和3年4月1日から令和6年3月31日ま
での3年間において取り組む人件費独自削減を実施するに当たり必要な改正を行うもので、そ
の削減内容等について御説明申し上げます。

初めに、特別職の非常勤のもの報酬の額については、選挙長など国の規定により額を定め
ている一部の者を除き、それぞれの額から5%を削減するものです。

次に、特別職の職員の給与については、特別職報酬等審議会の意見を踏まえ、市長の給料月
額83万6,000円を約20%減の67万円に、副市長の給料月額67万9,250円を1,000円未満の端数を
整理するため68万円に改め、その額を約15%減の58万円に、教育長の給料月額58万9,000円を
約10%減の53万4,000円とするものです。

また、期末手当については、削減した給料月額を算出基礎額とし、支給割合を年間4.45カ月
分から0.3カ月分を引き下げ、4.15カ月分とし、その年間支給割合を6月期と12月期に均等に

割り振るものです。

次に、病院事業管理者の給与については、給料月額を10%削減し、期末手当については、特別職の職員と同様の引き下げを行うものです。

次に、職員の給与については、行政職給料表の職務の級が2級以下の者は給料月額の3%を、3級以上の者は給料月額の5%を削減するものです。

また、期末勤勉手当、時間外勤務手当、夜勤手当及び休日給については削減前の給料月額を算出基礎額とし、期末手当の支給割合については、管理職員は年間2.55カ月分から0.3カ月分を引き下げ2.25カ月分とし、係長職以下の職員は年間2.55カ月分から0.25カ月分を引き下げ2.3カ月分とするものです。

再任用職員の期末手当の支給割合については、管理職員は年間1.45カ月分から0.3カ月分を引き下げ1.15カ月分とし、係長職以下の職員は年間1.45カ月分から0.25カ月分を引き下げ1.2カ月分とするもので、職員及び再任用職員もそれぞれの年間支給割合を6月期と12月期に均等に割り振るものです。

なお、削減期間中に管理職員へ昇格した者に対しては、期末手当の支給割合が下がることがないように措置を講ずるものです。

次に、一般職の任期付職員の給与については、給料月額を5%削減し、また、期末手当については、削減前の給料月額を算出基礎額として支給割合を年間3.35カ月分から0.3カ月分を引き下げ3.05カ月分とし、その年間支給割合を6月期と12月期に均等に割り振るものです。

なお、これまで御説明した職員が、退任・退職の際に退職手当の支給対象となる場合は、その算出基礎額を削減前の給料月額とするものです。

以上、士別市財政健全化実行計画に基づく人件費独自削減に関する条例改正について御説明いたしました。これらを含め、関係する取り組みによる3年間の効果額は5億5,800万円を見込んでいます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛議員。

○6番（西川 剛君） ただいま提案のありました議案第106号 士別市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で確認ということで質問させていただきます。

まず初めに、財政健全化実行計画については、本定例会、私も一般質問の中でも質疑をさせていただきました。この計画を策定、また実施をせざるを得ない状況になったことを、議員としてチェックが甘かった部分についてはおわび申し上げたいと思います。

それで、今回のただいま提案のあった部分でありますけれども、12月8日、職員団体との妥結によりということで、以降、今提案のあった部分については12月11日に議会に説明をいただいています。

具体的には、一般職の独自削減ですけれども、期末手当、一般職の0.25月、特別職、管理職

は0.3月ということで削減月数が変わっていますが、削減前の基本給、これを期末手当の基礎額とする、一般職、管理職は、ということでございます。

ここで確認をしておきたいと思いますが、職員団体の組合員ではない管理職、この人数、そして、この措置によって、この実行計画で当初削減効果を求めていた額から緩和をされた額、これは何人、幾らでしょうか、お知らせください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

管理職の人数としましては、消防の分、影響額の中に消防分も含まれますので、消防分も含みますと、現状で申し上げますと106人、その影響額といたしましては、3年間で約3,000万円という額になります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 確認ですが、この106人については、今回の実行計画、これを、いわゆる本市の財政状況の厳しさを認識し、これに対する実行計画を起案し、それを了承し、それをもって職員団体にこれを協力してくれと。以後、交渉も行い、結果の整理をして、この計画案の修正をした方たちだと思うんですけども、この分の今の額については、今後どのような取り扱いをする予定でありましょうか、お伺いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 今回の給与の独自削減につきましては、労使間でその労働条件にかかわることということで協議を重ねてまいりました。その中で、人事院勧告の期末手当の削減分が0.05月という方針が示された中で、そういった影響も含めて、今回の独自削減の合意に至ったところです。

この給与決定の原則につきましては、地方公務員法では、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないという考え方から、全体として、給料表の組合員、それから、管理職の総合的な考え方のもとに今回の提案に至っているわけですが、この労使妥結に至る前段といたしましては、当初見込んでいた効果額が、全体としておおむね1億3,000万円程度圧縮するということがございましたので、その点についても、健全化計画の実行に影響がないような方策についてもあわせて検討を進めてきたところです。

そうした中では、当初提案した後に、来年度以降の新電力の入札等も実施いたしまして、その中で効果額が5年間で約5,000万円程度見込めるということが新たに出ましたので、そういったものも含み、また、それぞれの委託業務の見直し、これは例えばごみ収集方法の工夫ですとか、それから包括発注についても、当初見込んでいた額より、さらに効果額が見込めるということ。それから、これまでの議論の中でも歳入確保策の中では、金額が確定していないまでも収入が見込めるものであれば、それは計画に盛り込んでいくべきという御意見もいただきまして、そういった観点から遊休財産の売却、こういったものも5,000万円見込んで、合わせて1億4,000万円程度の効果の上積みが可能であるということで今回の実行計画の策定に至った

ところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 質問に答えていただけていないので、もう一度聞きます。

ただいま説明いただいた部分については、職員団体との交渉過程の中で、いわゆる削減をここまでやってほしいんだという市当局の求めに対して、職員側が生活を守りたい、頑張っていきたいという中で、双方お互いの中で確認してこの部分になったという部分については私は何も申し上げません。尊重します。そういう判断をしてくれた市長に敬意を表します。

もう一度、聞きます。この案に反対をしていない、この案をしっかりと進めたいとって発議をした、ここにいる皆さん、組合交渉の結果、自分たちの削減額も緩和をされた。その分は、今の話のとおり、年間1,000万円、3カ年で3,000万円です。この計画をしっかりと進めたいと思っている皆さんが、僕はあれだと思えますよね、職員団体に提案するときに、自分らは当然下がって、この額で頑張るので、一緒に頑張ってくれと提案したと思えます。組合交渉の結果、今のような手続になっておりますけれども、結果、反対する立場にない管理職の皆さんが、この組合交渉の結果、削減緩和がされた。これは皆さん御存じですよね。10月6日に、この形で職員独自削減をやるとやった形と、12月8日の職員団体との妥結、それ以降の整理の中で、この条例の前提となる部分、皆さん御存じですよね。予定どおりの削減の方は特別職等いらっしやいますけれども、当初に予定していた削減額が緩和をされている職員もいます。

繰り返しになりますけれども、その職員はこの計画をしっかりと進めようとして最初に発議した方たちだと思えますけれども、その額3,000万円、どうしますか。改めてお伺いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 繰り返しの答弁になって恐縮ですが、職員の給与について、その職務と責任に応ずるものでなければならない、こういった給与決定の原則にのっとって、例えば職員が管理職に登用されたときに、今言ったような一般職が削減前の基礎額、管理職が削減後の基礎額という規定にした場合、管理職となって責任が重く、その職務の複雑さが上がった場合に給与が下がるということはふさわしくないという考え方から、給与の決定に当たっては、給与決定の原則にのっとって総合的に判断して、このような提案になっております。

その上で、全体のこの給与削減の影響額、この3,000万円も含めてですが、全体のこの影響額を実行計画の中でどのように対応するかということで、先ほど申し上げたとおりの対応をしたところであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 答弁が変わらないので最後にしますけれども、来年度から、既に条例改正までするので、この実行計画の中の、いわゆる定員適正化や職員の人件費独自削減分が、今回こういう形で決まるんですけれども、これ以降、この間、定例会、この議会の中でも言ってい

るとおり、市民サービスにどういう影響が出てくるのか等々の予算案については、年明け以降の3月の議会になりますけれども、市長が10月6日に、痛みは伴うけれども、みんなで一緒にやっ払いこうと強い決意を述べられていました。

改めて、この3,000万円、額としても大きいと思います。どういった手法かというのは私の部分から言えませんけれども、あまりにも、私、新たなことを見つけてきて、ここを減らせるんじゃないかと言っているわけじゃないんです。10月6日に最初、あらゆる策を講じて、この独自削減、職員の人件費に手をつけざるを得なかったという中身のうち、この計画書の作成にかかわっている市の幹部職員の削減額が、反対の交渉もしていないのに、結果、緩和されているというこの額について、やはりこちらから見ると、おかしいんじゃないですかと改めて指摘をいたします。

答弁なくても結構です。この条例案には賛成をいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 106名の管理職の分ということで、3,000万円のその圧縮になる分をどう見るかといった部分については、先ほど総務部長から答弁いたしましたとおり、一般職、管理職を含めて、影響が1億3,000万円ほど、当初から見ると圧縮になるという部分については、さまざまなその後の、いろんな電気代とか、いろいろなお話がありましたけれども、そういった中でしっかりとその部分を、縮減された部分についての効果も出していくということで、この実行計画の着実な推進に努めていくということでもあります。

それで、今、管理職の分ということのお話がありましたけれども、この議会でもいろいろお話がありました。職員の給与の削減というところに至ることについては、職員のモチベーションだとかそういうことが出ましたけれども、そのときにお話しさせていただきましたけれども、当初から、給与削減ということから入ってきたわけではなく、さまざまな見直しをかけた中で、職員の給与にも協力いただかなければならないということになったわけでもあります。

その中で、一律5%ということと、手当についてはコンマ3%ということで当初見込んだわけでありましてけれども、今、西川議員からお話がありましたとおり、組合との交渉の中で、さまざまな若年層に配慮するといったような形も出てきたわけでもあります。

そこで、先ほど総務部長が言いましたけれども、そうなってくると、若年層に配慮して、組合員の給料の削減の配慮の部分と、管理職の分をそのまま置いておくと、場合によっては給与の逆転が出てくるといったようなことがあるといったようなことを総体的に勘案して今回の提案となっているということでもありますし、一般職であれ管理職であれ、私どもからすれば、大事な、一人一人が職員であって、そして生活者であるということでもありますので、今回の提案については、最終的にこの案でいこうということで理事者として判断をしてきたということでもあります。

それと、今後、市長も申しておりましたけれども、3年間の削減ということの基本としておりますけれども、この後もいろいろな事業の工夫等々やっ払いった中で、効果が早目に発現さ

れた分については、この人件費の削減というのも3年以内で終わっていきいたいといったようなことについては、変わらず、その方針でいきたいと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 終わろうと思ったんですけれども、実行計画を見ると、令和7年までの5年間計画なんですけれども、財政抑制効果については令和8年度からも続くんです。だから、例えば令和3年度の段階で委託費の見直しであるとか補助金の削減があれば、恐らく令和8年度になったから、5カ年終わったんで戻すということにはならないだろうと。それが新たな士別市の体質改善後の財政執行だと思いますので。最後に人件費に手をつけざるを得なかったということはわかっているんですけれども、結果、今の時点では、一番最初にその結果が確定しようとしている中身です。その結果、効果額をその時点で緩めてしまった。私、職員いじめをしているわけじゃないんです。そういうことを言って、頑張ってもらいたいと思いますし。

ただ、これから、この先、市民の皆さんにもありとあらゆる御協力を得ていくという中であって、やはりこの部分をどうするかと考えたときに、市民に協力を求めていけるんでしょうかと、そういうことが問われているんじゃないかと思うんです。

市役所内部における管理職、いわゆる係長、管理職の、いわゆる職制に基づく賃金差が大事だという部分はわかるんですけれども、緊急事態です。平常時なら当然、階段があってしかるべきかもしれませんけれども、財政の危機なんです。非常事態にあってはというところでいけば、もう一つ、考えるべきことがあるんじゃないかなと思います。いかがですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 西川議員の御質問にお答えいたします。

組合と団体交渉を行って、最終的には当初提案した内容から圧縮した額が大体1億3,000万円になったということで、それをどう穴埋めができるんだということで、財政もしっかり検討して、そしてまた、今回の妥結額の内容についても、その他の部分でしっかり見られるということで、今、副市長、総務部長が申し上げたとおりであります。

私にとってみれば、職員、これは全ての職員です。それから会計年度任用職員、再任用職員、全てこれは財産です。まさにまちづくりを担う財産として頑張ってもらわなきゃなりません。ですから、本来であれば一律の基準にすべきだと私は思います。パーセンテージも手当も全部そうです。ところが今回は、例えば期末手当について言えば、先ほど言ったとおり、一般職と管理職は少し分けました。管理職のほうが少し厳しい状況です。なおかつ、管理職については管理職手当も約10%削らせてもらっています。

それで、全道的に士別の給料水準はどうなのかということをごここで改めてちょっと申し上げたいのでありますが、聞いてないじゃないんですよ、いいですか、申し上げたいのでありますが、今、理事者は、私どもは今20%削減していますので、多分35市の中では下から数えて何番目かだと思います。職員、議員の皆さん、皆さん全道的に低いんですよ、議員の皆さん方も。それはなぜかといいますと、給与は大体、ラスパイレス指数で同じとおりにしているかと言わ

れるかもしれないんだけど、実は役職手当というのがあるんです。これは係長職が5%です。管理職10%です。私ども、議員の皆さん方が15%ですよ、手当で。これを今もう削って、削減をしているのは士別市と夕張市だけなんです。

ですから、年間の収入を比較いたしますと、議員の皆さん方って本当に低いんです。職員も。ですから、そんな中でこの削減をするわけですから、そういった意味では私は、少し手当や何かを組合と妥結をしたと。それはやはり全職員の中で同じような形で進めるのが、これは妥当ではないかという判断を実はしているところでもあります。

それで、組合との妥結交渉で組合からこういうお話がございました。市長、実は、1億3,000万円圧縮してくれたのは本当にありがたい話ですと。私どもの提案もある程度理解をさせていただいたと。ただ、だからといって、この削減が3カ年間で終わらないで延びるようなことがあっては実は困ると。これは確認をしてほしいと、こういう話でした。

私は、そのときの市長が私なのか、新しい人なのか、それは今の段階ではわかりませんが、いずれにしても、確認書を交わした内容というのは、職員の、一般職員の皆さん方については3年以内でこの削減は終わらせていただくと。生活給なんだから、頑張ってくださいと。もとに戻すと。ただし、この1億3,000万円によって、それ以降、延びるようなことになるとするならば、これは理事者、管理職の中でしっかりと負担をしながら頑張っていくと。こういう妥結内容に実はしているんです。

ですから、そういったことを考えていきますと、管理職だって、職員だって、あるいは会計年度任用職員だって、みんな職員で頑張っているんだから、そういった意味では、なるべく最後、手をつけることは苦渋の決断としてこれを行っているんでありますけれども、いろんなもので経費節減をしながら、市民の皆さん方にも、もちろん、職員もこういう形で削減をしながら頑張っているんで、関係する団体とか皆さん方にも、そういう姿勢でお願いをしながら、この実行計画は進めていきたいと考えています。

ですから、西川議員がそういった形の中で、管理職が一般職とちょっと当初の予定より違うのではないのかというお話、そういった気持ちがあることもわかりますけれども、私の立場からすると、今申し上げたような内容でしっかり進めていきますので、ぜひ、議員皆さん方の絶大なる御協力をお願いしたいと、こう思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号から議案第107号までの5案件は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第4、議案第108号 工事請負契約の締結についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいま議題となりました議案第108号 工事請負契約の締結について、その概要を御説明申し上げます。

当該工事請負契約は、士別市デジタル防災行政無線（同報系）設備整備工事で、12月1日、市内企業を対象とする制限付一般競争入札に付した結果、宮武・長谷川特定建設工事共同企業体が2億1,450万円をもって落札したところであり、翌日付で仮契約を締結しました。

この工事請負契約の本契約締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び士別市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を求める次第です。

なお、本件の落札率は76.17%であり、当該特定建設工事共同企業体の協定書に基づく出資割合は、宮武電機株式会社70%、株式会社長谷川電機30%となっています。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第5、議案第109号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第14号）及び議案第110号 令和2年度士別市病院事業会計補正予算（第7号）、以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいま議題となりました議案第109号 令和2年度士別市一般会計補正予算（第14号）及び議案第110号 令和2年度士別市病院事業会計補正予算（第7号）について、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

本補正は、国の予備費等を活用して実施する新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業のほか、本市農業法人が取り組む農業施設整備に対する補助金など、当面の予算措置を要するものについて所要の補正を行うもので、以下、その主な内容について順次御説明いたします。

初めに、総務費です。

庁舎改築事業費では、新庁舎への移転前に健康福祉部などが使用していた第2庁舎の改修工

事において、電気室の改修やPCB処分等の追加工事が必要となり、現行歳出予算の範囲内で実施しようとするものですが、工事の一部が起債対象事業となることから財源振替を行うものです。

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費では、感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援策として、国が予備費を活用し、年内をめどに臨時特別給付金を再支給する方針を示したことから、低所得のひとり親世帯を対象として、1世帯につき5万円、第2子以降に3万円を追加して支給するため、612万円を計上しました。

次に、農林水産業費です。

農業振興施設等整備事業費では、北海道から地域づくり総合交付金の内示があったことから、株式会社ふぁ～むほのかが整備する乾燥調製施設等に対する補助金として5,860万円を計上しました。

次に、教育費です。

博物館・公会堂展示館整備事業費では、去る12月8日に博物館の暖房用温水ボイラーの煙突が腐食により倒れ、暖房が使用不能のため休館しているところですが、その復旧経費99万円を計上しました。

なお、これらに要する財源は、国・道支出金及び地方債などの特定財源のほか、繰越金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第です。

また、地方債の補正については、歳出予算との関連から、借入限度額の変更について所要の措置を講ずるものです。

次に、病院事業会計についてです。

感染症に対する設備整備事業として、PCR検査と同等の精度があり、安定した試薬供給が見込めるTRC検査機器を導入し、院内検査体制の充実を図るため、450万円を追加計上しました。

なお、これに要する財源は、道支出金の特定財源をもって収支の均衡を図った次第です。

以上、今回の補正の概要について御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号及び議案第110号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第6、議案第111号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。大西 陽議員。

○13番（大西 陽君）（登壇） ただいま議題となりました議案第111号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本案については、議会議員の報酬を令和3年4月1日から3年間、平均5%削減するための所要の改正と、期末手当の年間の支給割合を0.3カ月分引き下げ、年間4.15カ月分に変更するものであります。

以上です。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第7、意見書案第10号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書についてを議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 次に、日程第8、決議案第2号 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくし、やさしくたくましいまちづくりを実現するための決議についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。喜多武彦議員。

○5番（喜多武彦君）（登壇） ただいま議題となりました決議案第2号 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくし、やさしくたくましいまちづくりを実現するための決議について、決議文の朗読をもって提案理由にかえさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をなくし、やさしくたくましいまちづくりを実現するための決議。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威をふるうなか、この上川管内でも病院内での大規模クラスター感染が発生し、また本市においても数件の発生が確認されたところです。

このような状況において、私たちは感染防止に全力を尽くすとともに、正しい情報と知識をもって、一人一人が冷静に行動しなければなりません。そのことは自分自身の命を守る行為であると同時に、大切な家族や友人、そして隣人の命と尊厳を守る行為でもあります。

残念ながら、全国的にも感染者やその家族へのいわれのない攻撃や、差別が発生しています。また、医療機関を初めとして介護・保育などの分野で日々働いている関係者への不当な排除も見られるところです。

こうした行為は決して許されるものではありません。

士別市民憲章は「人を愛し心ゆたかな文化のまちをつくります」とうたっています。今こそ、私たちの生活を支えている隣人に対しての愛と思いやりを示す時ではないでしょうか。

やさしさとたくましさを併せ持ち、偏見や差別のないまちを目指すために士別市議会は行政と手を携えて、以下について推進することを決議するものです。

1、新型コロナウイルス感染症の感染者本人を初めその家族や接触者を、不必要に特定しようとしたり、差別的な言動や排除する行為を行わないこと。

2、感染リスクを背負いながら日々苦闘している医療従事者やその家族を初めとした私たちの日常生活を支えてくれている人々に対する敬意と感謝をもって行動すること。

3、新型コロナウイルス感染症についての正しい情報と知識の普及および啓発に努め、偏見や差別の根絶に尽力すること。

以上、決議します。

令和2年12月18日。

士別市議会。

以上申し上げ、提案理由の説明といたします。

御賛同の上、議決をいただきますよう、よろしく願いいたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

令和2年第4回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時46分閉会）

以上、本会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月18日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

士別市議会副議長 井 上 久 嗣

署 名 議 員 谷 口 隆 徳

” 山 居 忠 彰

” 遠 山 昭 二